所定疾患施設医療費　算定条件

①対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。

・肺炎の者・尿路感染症の者・帯状疱疹の者（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）

※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること

③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

④当該加算の算定開始後は、治療内容等を記載すること。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の該当加算の算定状況を報告すること。

緊急時治療管理　算定条件

入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となる入所者に対し、

応急的な治療管理として、投薬、注射、検査、処置等を行ったときに算定する。

※1回に連続する3日を限度とし、月に1回に限り算定する。

つくも				平成28.4		平成28.5		平成28.6		平成28.7		平成28.8		平成28.9		平成28.10		平成28.11		平成28.12		平成29.1		平成29.2		平成29.3	
		人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
所定疾患施設療養費	尿路感染症	19	73	2	10	1	2	2	10	1	2	3	13	8	30	2	6										
	肺炎など	12	65					5	29	3	14	2	10			1	7	1	5								
	合計	30	133	2	10	1	2	7	39	4	16	4	18	8	30	3	13	1	5								
緊急時治療管理（入所）	呼吸不全など	2	2	1	1			1	1																		
	ショック	3	4	1	2	1	1									1	1										
緊急時治療管理（ｼｮｰﾄ）	呼吸不全など	1	1													1	1										
	ショック	0	0																								